

会 議 事 録

1 会議名	第3回長岡市福祉有償運送運営協議会
2 開催日時	平成18年8月28日（月曜日） 午後1時30分から午後4時45分まで（休憩10分）
3 開催場所	長岡市役所 6階 第一委員会室
4 出席者名	<p>(委員) 松本委員長 渡辺(敬)委員 石川委員 野村委員 伊丹委員 杉野委員 渡辺(真)委員 馬場委員 平石委員 菊池委員 五十嵐委員</p> <p>(委員代理) 長岡市ハイヤー協会副会長 小川浩司氏（土屋副委員長代理）</p> <p>(オブザーバ) NPO法人 ドリーム NPO法人 夢ながおか NPO法人 長岡医療と福祉の里 ボランティア連合会 NPO法人 ながおかたすけあいねっと BEライフ NPO法人 ねっとわーくエプロン 社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会</p> <p>(事務局) 佐藤福祉総務課長ほか関係職員 羽賀福祉相談課長ほか関係職員 北本介護保険課長ほか関係職員 交通政策課職員</p>
5 欠席者名	磯田委員
6 議題	(1) 長岡市福祉有償運送 運送条件について
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容
事務局：福祉総務課 課長補佐	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から第3回長岡市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議には、オブザーバとして、申請を予定している団体</p>

	<p>の皆様にも出席いただいております。</p> <p>オブザーバの皆様からもご意見をお聞かせいただき、協議の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>本日は、磯田委員が欠席となっております。</p> <p>本日は、前回に引き続き、長岡市の運送条件について協議をしていきますので、委員の皆様におかれましては、第2回の協議会資料も御用意いただきたいと思います。</p> <p>それから、本日は土屋副委員長の代理として、長岡市ハイヤー協会の小川副会長さんから御出席いただいております。</p> <p>本日の会議の発言の際は、マイクを通してお話いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入ります。ここからは、松本委員長の進行でお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、第3回目の協議会を始めさせていただきたいと思っております。本日も傍聴希望者の方がいらっしゃいますので、承認したいと思います。</p> <p>本日の議題は、運送条件、いわゆるガイドラインについて引き続き協議していただきます。本日「運送条件(案)」という資料ができていますので、これで事務局の説明、協議を順に行っていききたいと思います。</p> <p>それでは、最初の「1 運送主体」から説明をお願いします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>それでは、私のほうから御説明いたします。</p> <p>先回第2回の会議で、運転手のところまで協議を進めさせていただきました。今回、事務局で急いで条文立てにしましたので、前回の資料No.2と見比べながら、こちらで説明いたします。</p> <p>これにつきましては、最終的に法規的に言葉を整理していきますが、基本的に主旨は変わらないということで御理解いただきたいと思います。</p> <p>運営主体のところから、先回合意いただいたところをなぞって説明いたしますので、疑義があるようであれば項目ごとに御質問、御意見いただいて、合意いただければと思います。</p> <p>「指針」にするのか、「ガイドライン」というカタカナがいいのか、「運送条件」がいいのかは事務局で整理しますが、内容は変わらないということで説明申し上げますので、よろしくお願</p>

いたします。

「長岡市において、NPO法人等が行う自家用自動車によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）について、安全の確保及び旅客の利便の確保に係る条件を次のとおり定める」ということです。

「1 運送主体」運送主体は、次に掲げる条件を満たすものとする。」

「(1) 福祉有償運送の実施について長岡市長から具体的な協力依頼を受けていること。協力依頼については、依頼の相手方となる法人名、依頼の対象となる有償運送行為を示した書面により行うものとする。」

運営協議会で合意をいただいた団体に、私ども長岡市が市長名で福祉有償運送を依頼し、運輸支局への申請時に正式な依頼文書が添付書類として回っていく、長岡市が真に必要なとしている、というように御理解いただければと思います。

「(2) 営利を目的としない法人又は長岡市が主宰するボランティア組織であること。」

「(3) (2)の「営利を目的としない法人」とは、次に掲げるものをいう。」

アからキまでありますが、アからカまでは国のガイドラインに例示されております。キは前各号に掲げるもののほか、個別法により営利を目的としないものとして位置づけられている法人ということで、御理解いただきたいと思います。どういうものが想定されるが未定でございますが、付け加えてあります。

「(4) 福祉有償運送を行うことが法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。」

基本的には、NPO法人あるいは社会福祉法人等は定款等で定めてございますが、その中に福祉有償運送を実施するという項目がなくても実施できるというイメージになります。法人本来の設立目的に合致するかということが大事ということで、この部分を明記させていただいております。

「(5) 原則として長岡市内に本拠地を置く法人であること。」

ただし書きで、長岡市外に本拠地を置く法人については、次の「運送の対象者」に規定する運送の対象者に該当する利用者を長岡市民ということで定義づけしております。

後ほどその項で説明しますが、2ページの「3 運送の形態」

で、発地着地のいずれかが長岡市にあることが条件になります。

これらの運送をする法人のみ長岡市福祉有償運送運営協議会で協議を行うと定義づけをしております。

私どもが協議の対象とする法人について、まず利用者の対象が長岡市民であることと、利用形態が2と3に関わってくるということで、規定させていただきました。

続いて2と3を説明申し上げます。

「2 運送の対象者」について、「運送の対象者について、次のとおり定める。」

「(1) 長岡市に居住している者又は長岡市内の病院への長期入院や福祉施設への入所等の状態にある長岡市外の住民で、次に掲げる者のうち、単独での移動及び単独での公共交通機関の利用が困難であって、運送主体に会員として登録された者及びその付添人とする。」

「ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

「イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」ですが、これは変わってございません。

「ウ 前2号に掲げる者のほか、肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等を有する者」

「(2) 会員登録を行う際は、面談を行い、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書等により、(1)に該当することを適正に確認すること。」

「(3) 運送主体による運送の対象者の判断に疑義が生じるときは、運営協議会で協議を行うこと。」としております。

「3 運送の形態」については、「運送の発地又は着地のいずれかが長岡市にあること」でございます。

2の(1)ですが、「長岡市に居住する」とは住民票をおいていると理解いただければいいのですが、住民票を持たずに長岡市内で生活することをよしとする場合として考えられるのは、長期入院、老人保健施設への入所等です。長岡市に仮住所を置く場合などは、長岡市民とみなすという規定を加えた、と御理解いただければよいと思います。

基本的には長岡市民を対象に運送する、ということです。

発着の形態について、例えば長岡市民が三条市の病院にいる場

	<p>合、三条市から三条市内の買い物に行って戻ってくるような場合は、発着が両方三条市になるので、そういう送迎は認めません。それを除いたものについては、この協議会で協議するという規定を設けたということです。</p> <p>「1 運営主体」について、前回御意見いただいたものを組み込んで、分かりやすく作ったつもりなんですけど、また御意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>それでは、「運送主体」、「対象者」、「運送の形態」まで御説明いただきましたので、前回はふまえて御意見いただけますでしょうか。</p> <p>では、お願いします。</p>
委員	<p>1の(2)「営利を目的としない法人又は」以下、「長岡市が主宰するボランティア組織であること」と記載されておりますが、これは何を想定しているのでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>「営利を目的としない」というのは、「運送そのものが営利を目的としない」という国のガイドラインに基づいています。</p> <p>「又は」の後ろは、私どもも今は想定していませんが、国のガイドラインにこの部分がそのまま載っておりました。</p> <p>私が想像するには、長岡市が主宰してボランティアを組織化してそこに頼む場合、行政が自ら実施する場合、有償運送を行政が指導して育て上げたようなものが今後出てきた場合、それが該当するのではないのでしょうか。</p> <p>ボランティア組織ですから、委託すれば市の事業になりますけど、今現在長岡市ではそういうものはないです。</p> <p>この部分については、私どもは今現在想像できないですけど、240号ガイドラインにこの部分が載っていたものですから、引用させていただいたということです。</p>
委員長	<p>それではちょっと調べていただくということで、他にありませんでしょうか。</p> <p>はい、平石委員。</p>
委員	<p>シルバー人材センターなんていうのは入らないのでしょうか。</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>法人格を持っておりますので、ボランティアとは違いまして、営利を目的としない法人に入ります。</p> <p>きに該当するのかなと思っておりますけどね。</p> <p>シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」という個別法で位置づけされています。</p> <p>シルバーさんが会員を利用して有償でやるなら、青ナンバーを取るか、この許可を取るか選択肢はあると思いますけど。</p>
<p>委員</p>	<p>運営協議会の話が出る前の国土交通省さんの御説明ですと、当時いろいろなボランティア組織が無償運送をやっていて、それが有償運送に該当するかないかという議論がなされましたよね。</p> <p>今御質問いただいたように難しい定義づけになってきたと思うのですが、無償という位置づけがある程度しっかりしてくれば、ボランティア組織としては基本的に有償とはならないだろうと思いますので、この部分はいらなくなっているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>新潟市ガイドラインもこのまま残っています。</p> <p>私どもとしては、将来なにか疑義があれば付け加えることにしてもいいですが、他意はないのでこのまま載せておいてもいいかなということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。ちょっと発言したいということなので。</p>
<p>委員</p>	<p>この 240 号通達の中で「運送の主体はボランティア組織」ということですが、その内訳として NPO 法人、それ以外のものでは社会福祉協議会などが記載されているということで、法人格を持たない一般のボランティア組織は福祉有償運送の対象とは考えておりませんね。</p> <p>運輸支局では、法人格を持たない方が福祉有償運送をやりたい場合は、他の NPO 法人等の下に入って組織の中で活動していただくという考え方をしております。</p> <p>たとえ市が主宰してボランティア組織をつくったとしても、法人格を持たないと、信用、損害賠償能力等の不足が考えられます。</p> <p>そういうところから「法人」という固定をしておりますので、</p>

事務局：福祉総務課長	<p>「又は」以下はいらないと思います。</p> <p>私もいろいろ考えたときにありえないかなと思っていて、法人格をもたないグループを、長岡市がまとめて許可をするということは今のところ考えておりませんが、長岡市自らが何かやりたいときにひっかかりがあるのかなと、思っていました。</p> <p>これにそぐわないものが出てくれば、協議会に諮って合意をいただくことも可能かと思います。</p> <p>では、今の渡辺(敬)委員の話でも想定されない、事務局も想定しないということですので、この部分を削除させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>では、他にございますか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>細かいところで恐縮ですが、今の「運送主体」のところで、「(1)福祉有償運送の実施について長岡市長から具体的な協力依頼を受けていること」という一文が載っています。</p> <p>具体的な方法が書いていないのですが、当然書面でと考えてもよろしいでしょうか。</p> <p>まず一点確認です。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>真に必要な福祉有償運送なのかという部分で、運営協議会に諮る書類、運輸支局に提出する書類を当然事務局に提出いただきますので、新たに提出していただくのではなく、事務フローの中で処理していきたいと思っています。</p>
委員	<p>当然書面という解釈ですね。</p> <p>もう一点は、前回もこの場で協議があったので、「運送の対象者」のところで再度確認のお願いです。</p> <p>先ほどの課長さんからの御説明のとおり、運送の対象者については、まずもって「単独での移動及び単独での公共交通機関の利用が困難であって」というのが上位概念となって、その中から身体障害者手帳ですとか療育手帳をもっている方というのが選ばれてくるという解釈だと思っています。</p> <p>したがって、「(2) 会員登録を行う際は、面談を行い、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、」うんぬんと書いてあります。</p>

<p>委員長</p> <p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>て、「(1)に該当することを適正に確認すること」とございますので、この辺の適正な確認の方法が、各 NPO 法人さん、有償運送の各団体でまちまちにならないように、客観的な基準でやっていただきたいというのが、私ども交通産業に携わる者からの、きちんとしたお願いでございます。</p> <p>この辺があまり拡大解釈されていきますと、なしくずしになる恐れがありますので、本当に「適正」という言葉をきちんとするための仕組みを、われわれが考えていくのかもしれませんが、よろしくお願ひしたいということでございます。以上です。</p> <p>そうすると、文章としてはこれでよろしいということですね。</p> <p>管理のところでもたお話しすけれども、今の確認等については、私ども基本的に指導・監査できる項目を持っております。</p> <p>前回、様式の中でお示したように、対象者の状況概要を利用者名簿に登載して運営協議会の書類に添付しております。</p> <p>(3)にあるように、疑義があれば各団体からの説明のときに協議して合意をいただく形をとっていきたいということです。</p> <p>前回皆さんから、名簿がきれいにできれば問題ないというお話をいただきましたので、そのように運用していきたいと思ひます。</p> <p>ここでひとつ御相談があります。</p> <p>今は利用者を長岡市民に限定しておりますが、現在 NPO 法人さんで、周りの近隣市町村に住んでいる方が会員になっていて、長岡市内の病院に送迎している方がいらっしゃいます。それは、長岡市民とはいえないわけですね。例を挙げれば、見附市から中央病院に行つてらっしゃる方です。</p> <p>これから申請される長岡の法人で、周りの近隣市町村の住民で会員になっている方が何名かいて、そこでは運営協議会も立ち上がっていないという状況があります。</p> <p>こういう方たちについて、案件が出てきたときに利用者の中で説明申し上げて、例えば「当分の間」、「近隣市町村で運営協議会が立ち上がるまでの間」、「今の会員に限り」などの条件をつけて、個別案件としてお願ひできないかという NPO 法人さんからの申し出があります。</p> <p>事務局としては、基本的に新規のものについてはそれぞれの自</p>
------------------------------	---

<p>委員長</p>	<p>治体の運営協議会、NPO法人が実施すべき性質のものだろうと思っておりますので、「今回に限り」「今の利用者に限り」というような条件をつけて、許可をいただけないかと提案していきたいと思えます。</p> <p>やむを得ないということで、合意をいただけるものであればありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>はい。どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>すみませんが、このガイドラインの1のところ、他の市町村のNPO法人さんが長岡の住民について福祉有償運送をする場合、長岡の協議会で協議して合意を得ますよと書いてありますね。他の市もそれと同じです。協議会がなければそれを立ち上げてもらわなければならないのです。</p> <p>私どもも、もう期間が切れますので、必要性があるなら福祉有償運送運営協議会を立ち上げてください、と各自治体に促していきまして、若干急いで立ち上げようという市もありますが、動きを見せない市町村もございます。</p> <p>必要性があるなら、NPOさんが地元の福祉課に行って一生懸命話しをして協議会を立ち上げていただいて、そこで合意をいただいて、住民の方に福祉有償運送を行っていただくという形で考えていただきたいです。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>私も基本的にはそう作ったつもりです。</p> <p>ただ、運輸支局に出したときに通るのかという疑義はありますが、そういう要望が一部あるものですから、せっかくの機会ですのでお話をさせていただきました。</p> <p>私どもも当面ということですが。市の立場としては、他市町村の方だからといって排除するつもりはなくて、現に困っている方を何とかできないのかという意図で、皆さんの合意を得られるのであればということです。</p>
<p>委員</p>	<p>各市町村が、協議会の中で議論されているのは必要性もありますよね。他の市町村にも運送事業者はおりますので、こういった運送は必要かどうかという必要性を協議していただかなくては、という部分があります。</p>

	<p>気持ちはわかりますけれども、ここでそこまでやってしまうと、越権行為になりかねませんので、そこだけはきちっと線を引いていただかなければならないのではないかと思います。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>分かりました。今日はたまたま法人さんも来ていただいています。希望があるとしてもその辺は難しい、それぞれの自治体で必要性を考えて運営協議会を立ち上げて輸送するんだということで御理解いただければと思います。</p> <p>特に記載しておりませんが、事務局でいろいろ論議して載せなかった経緯があったものですから、お話をさせていただきました。</p> <p>NPOさんにおいては、このような形でお願いできればと思います。</p>
委員長	<p>私も正確に理解できていませんが、これをまとめるのが先ですから、この運送条件に書いてないのであれば、先送りしましょう。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>透析というのは、基本的に長岡の4病院しかやっていない治療ですよね。ですから今ご指摘のものは現実問題としてあります。今これに線を引かれて、10月1日からだめですよということになると、大きな問題が起きます。</p> <p>ですから、課長がおっしゃるように、たまたま近隣市町村で協議会が立ち上がるまで、言葉は悪いですけども、ちょっと目をつぶっていただければいいのですが、これがあくまでもだめということであると、大きな生活圏の問題になってきますので、その辺をもう一度認識していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>それは個別に申請が出てきたときに議論すればいいのではないですか。ここに明記しようということではないのですよね。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>ニーズがあがってくる可能性を心配したので、事務局で論議させてもらいましたが、全部の法人がやっているわけではないため、ここに経過措置の時限立法のように記載しようとするとなじまないで、ここから削除させていただきました。</p> <p>個別案件として、私どもの協議会で合意が得られるのであれば、運輸支局にあげても問題ないのかは、運輸支局に確認していない</p>

<p>委員長</p>	<p>です。</p> <p>ですから、それは個別案件でできたときに議論して、上げようとか除こうということにすれば、いいと思うのですが。</p>
<p>オブザーバ：社会福祉協議会</p>	<p>オブザーバですが、発言させていただいてもいいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。どうぞ。</p>
<p>オブザーバ：社会福祉協議会</p>	<p>私ども社会福祉協議会関係ではセダン型で運送しているので、単独で移動できるという判断が、事業を継続できるかできないかの大きな要になります。</p> <p>期待させておいてだめということになるので、全部の対象者から利用申し込みをまとめてきてから、この人はだめということは難しいです。</p> <p>国のガイドラインでは「単独で移動」というのは、介護保険と身体障害者の部分がかかっていなくて、外からその判断ができない肢体不自由の方とか、内部疾患の方は、そこに「単独」というのがかかっているわけですよ。</p> <p>長岡のガイドラインで「単独」というのを頭に持ってきて、「単独移動が困難だ」という中から絞り込んでいくということになりますと、私どもはこの人は対象になるのかならないのかを判断できかねます。</p> <p>そうするのであれば、「単独で移動できない人」というのをもっと具体的に御議論いただかないと手続きの準備を進められないということになりますので、御協議いただきたいと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>それについては、状態像がものすごくたくさんできるだろうと思われま。</p> <p>障害者手帳を持っている方全部が移動制約者で公共交通機関を利用できないわけではないですから、それらを全て例示するのは難しいので、事業者と運営協議会の信頼関係の中でルールを作っていこうということで前回合意をいただきました。</p> <p>他の地区のガイドラインを見ても、状態像を全部明らかに規定したというのは聞いておらないし、介護認定と同じ審査会が必要</p>

<p>委員長</p>	<p>という話になるので、誰が見てもこの人は移動が困難で公共交通機関を利用するのは難しい、というラインを判定していただくということで御理解いただいているところです。</p> <p>今後これについて疑義が生じることがあれば、先ほど言いましたおとり、運営協議会で判断を行うということです。</p> <p>事務局としても、ある程度暗黙の了解を得られる線ができあがったら、それを文書化することはやぶさかではないですが、今は時間がない中で協議会を運営させていただいておりますので、今想定される部分を全部書き出すということは至難の業だということをお理解いただければと思っております。</p> <p>私が知っている限りでも、今課長がおっしゃったとおり、今の時点でこれ以上詳細な基準を作るのは無理なので、これでいきたいと思えます。</p> <p>一番のポイントは、「単独での公共交通機関の移動が困難であって」という判断をするということですね。</p> <p>まだ、他にございますか。</p> <p>私から一点ですが、運送主体の(1)のところですね。これが最初に出てくると、長岡市長からの協力依頼をまず発布する、という印象を受けますけれども、本当はそうではないですよ。</p> <p>個別の方が申請されて、それに対して運営協議会で協議するというプロセスの中で、長岡市からあるいは市長から協力依頼をするという形をとるわけである、と私は理解していますけれど、今言ったように(1)で初めに出てくると誤解をうけるので、順番は(4)の後ぐらいでよろしいのではないかと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>私どもでは、申請ができてみなさんから合意をいただきますと、最終的に法人に対して依頼書を出し、法人さんはその依頼書を添付して運輸支局へ申請を出す形ですね。</p> <p>並びはこれでもかまわないですが、私ども長岡市が最初から依頼する気がないものを運営協議会にかけるのはどうかということで、この部分に記載させていただいたのが主旨です。</p> <p>ガイドラインで最初にしたのは、やはり行政がこの運営協議会を設置するにあたって、自治体の長が依頼する、というのが大前提にあり、最初に長岡市で依頼を行う気があるかということをお事務局で見て、結果的に運営協議会で合意を得られたものに依頼す</p>

<p>委員長</p>	<p>る、ということで御理解いただければと思います。</p> <p>ここを掘り下げますと、公共交通機関が充実しているのか、行政の都市交通がどうなっているのか、過疎地交通がどうなっているのか、というレベルに下がってしまうので、前回の会議から掘り下げないできた部分もありますけれど。</p> <p>他に御意見はないでしょうか。</p> <p>そうするとはっきりしているのは、運送主体の(2)のところで、「営利を目的としない法人」とし、「又は」以下を削除することによってよろしいでしょうか。</p> <p>では、次へ進ませていただきます。</p> <p>「4 運送対象の管理」から進めてください。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>2ページ「4 運送対象の管理」でございます。</p> <p>「運送対象を次のとおり適切に管理すること。」</p> <p>「(1) 運送主体において、会員の氏名、住所、年齢、移動制約者及び住民等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理すること。」</p> <p>「(2) 運送主体は、長岡市及び運営協議会から会員登録簿の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。」</p> <p>後ほど出てくる管理運営のところでは年1回の実施状況報告をとる、管理簿を備える、等のほか、このようなチェックをかけていきたいと思っておりますので、前回様式等を示してございます。</p> <p>「適正に運営されるか」という先ほどお話があった部分をこのように盛り込んだと御理解いただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ここの「4 運送対象の管理」というところはこれでよろしいでしょうか。</p> <p>この4の部分は、新しく付け加えられているわけでしょうか。それとも前回でいうと他から持ってきた部分でしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>本来ですとこれは管理のところと重複しますが、名簿の管理については以前から御意見いただいておりますので、ここに新たに起こさせていただきました。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>問題がありましたら戻ってもかまいませんので、次の「5 使用車両」「6 車両の使用権原」の説明をしてください。</p> <p>それでは、「5 使用車両」でございます。</p> <p>「使用車両について、次のとおり定める。」ということで、先回お話した内容と同じですが、「(1) 次に掲げるいずれかの設備を有する車両（以下「福祉車両」という。）を原則として1台以上備えるものとする。」「ア 車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車」「イ 回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車」</p> <p>「(2) 精神障害、知的障害、内部疾患等の利用者の状況により、必ずしも福祉車両を必要としない利用会員のみを運送する運送主体は、福祉車両でないセダン型等の車両（以下「セダン型車両」という。）のみで運行を行うことができる。ただし、セダン型車両を使用することができるのは、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行後とする。」というものでございます。</p> <p>先般御意見がございました、軽自動車やライトバン等の車両の細かい部分は規定を設けてはございません。他市町村もそこまでは詳しく規定を設けてはおりませんので、「等」ということばにしております。</p> <p>私どもとしては、条件はこの程度にして、申請の段階で車両の書類が添付されますので、個別審議の中でどうかと思っております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>使用車両のところ御意見ありませんでしょうか。</p> <p>はい。どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>(2)のセダン車両について一点確認です。</p> <p>福祉車両を必要とする人をセダンで運行することを、この文言では必ずしも否定していないと思いますが、それはよろしいのでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>硬直が余りにも進んでいたり、安全ベルト等でも体位が維持できないというようなときは福祉車両が必要でしょうけれど、車い</p>

	<p>すを利用している方でも車いすから普通乗用車に移乗が可能であれば、あるいは介助技術を持っている方が同乗する場合であれば、必ずしも専用の福祉車両でなければだめだということでもないでしょう。</p> <p>国の法律では、セダンは特区が必要だったのが全国展開されるということです。</p> <p>タクシーさんも普段車いすに乗っている人を乗せないということではないわけです。後部座席に座って体位が維持できる、こどもさんがチャイルドシートに座るといようなイメージの中で判断が可能な方であれば、セダンでもいいのではないかと実態を見させていただくたびに思っております。</p> <p>肢体不自由だから、高齢者だからセダン車両は絶対だめだというものではなく、状況によっては使用も可とする、というように御理解いただきたいと思います。</p> <p>その辺また御意見いただければと思います。</p>
委員長	<p>国の考え方としてはそこまではっていないのでしょうか。</p>
委員	<p>セダンについては、政省令が出ますと10月1日からセダンが許可をもらえば使用できる、それ以前については、特区がない限り許可しませんということになります。</p> <p>われわれのほうで受けている情報の中では、福祉車両については、最低1両は持つ計画が必要というようなことを言っています。</p> <p>ただ、福祉有償運送においても、介護人は必要だけど自分で歩けるような方も対象になってきますので、そういった会員だけの場合は、セダンだけでやってもよろしいけれど、車いすとか寝たきりの会員がいらっしゃる団体には、そういう計画を今後持ってもらわなければいけない、と政省令で規定されると聞いています。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p> <p>はい。どうぞ。</p>
委員	<p>今の発言もふまえてですけれども、(1)と(2)が同列に書いてある気がしますが、原則が「福祉車両を1台以上備える」ということでよろしいのか、それとも並列的に書いてあるのでしょうか。</p> <p>新潟市が先に進めています。聞くところによると、新潟の場</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>合は、まずは福祉車両を1台以上備えるものとし、「ただし」ということでセダンは例外的な扱いになっているということですが、その辺の扱いについてはいかがでしょうか。</p> <p>今のお話のように、省令が出てくるともう一回見直さなければならぬとは思っていますが、基本的には並列という考え方を持っています。</p> <p>私どもは、歩けるような人だけを送るという法人であればいいし、真に福祉車両が必要な運送をするのであれば、それは両方備えるべきだ、という解釈をさせていただいていますね。</p> <p>無理して使い道のない福祉車両を備えなくてはならないというものではないだろうと思います。</p> <p>ただ基本的には両方の送迎をされると思うので、先ほど申したように福祉車両も必要だろうと思っているのですけれどね。</p> <p>その中において、福祉車両で送るのかセダンで送るのかはNPOさんの内部で判断して安全確認をしたうえで、送迎の方法を指示するのでは、と理解しているのですけれど。</p>
<p>委員</p>	<p>私どもはセダンを排除するのではなく、必要な方にはセダンを使わざるを得ないと理解しております。</p> <p>しかしながら、先ほど議論がありましたとおり、運送の対象者は単独では公共交通機関に乗れない人ですので、私としては、原則は福祉車両を1台以上備えて、例外的にそれによらざる方々はセダンも利用できるという解釈が今のところ適切ではないかと思っております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>結果は同じような気もしますが、「原則として1台以上備えるものとする」となっているので、ここは(2)と並列ではなく、日本語として「ただし」ではないでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>委員長さんがおっしゃったとおり、原則ということは例外もあるということにつながると思います。</p> <p>なぜ原則といっているかという、現実としてNPO法人さんはいろんな形態でやってきておられるので、必ずしも原則どおりにいかないですよ、ということをおっしゃっていると思います。</p> <p>したがって、国の省令が出た段階で検討しなければなりません</p>

<p>委員</p>	<p>が、福祉有償運送というくらいですから少なくとも将来的には福祉車両を持たせるのが原則になると思います。</p> <p>ただ、現実的にはいろんな形態でやっておられますので、10月をうまくクリアして円滑に移行していくためのひとつの段階であるので、将来的にはそうだというように解釈していきたいと思っています。</p> <p>今御説明いただいたとおりだと思います。</p> <p>昨年私どもの団体でその話をしたときには、内部疾患の方は一見して普通の状態に見えるけれども、治療後大変な状態になるので、セダンでも大丈夫ということで、NPOさんにやってもらっている現実があるので、ただし書きでいこうということになりました。</p> <p>その後、昨日、10月1日以降の運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う告示、通達に関するパブリックコメントを出しなさいというものをいただいておりますので、この中で再度検討されると思います。</p> <p>ですので、これはこのままの文章で差し支えないと感じていますがいかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>(1)と(2)という形で、ということですか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>原則として福祉車両は必要だろうし、(2)はただし書きと理解していただいても結構ですが、場合によってはセダンだけでも認めざるを得ない事業所もありますということを言いたかったのです。逆に言えば並列だと、「原則」はいらないわけですね。</p> <p>省令によっては福祉車両が必ず1台以上必要という定義づけになるのか分かりませんが、利用会員の状況によってはセダンでも可能な事業所も出てくる、ということを想定したということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>単に書き方の問題であって、考え方にはなんら差はないわけですよ。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>主旨はそういうことで御理解いただけるのであれば、文案につ</p>

<p>委員長</p>	<p>いては手直しさせていただきたいと思います。</p> <p>他になければ、「使用車両」のところだけ課長から説明いただきましたが、「6 車両の使用権原」、「7 車両の表示」、「8 車両の管理」までが車両に関するところなので、8 番まで説明していただけますか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>はい。では「6 車両の使用権原」ですが、「使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次に掲げる事項に適合することを要する。」</p> <p>「(1) 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。」</p> <p>「(2) 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。」</p> <p>「(3) 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること。」</p> <p>「7 車両の表示等」について、「運営協議会が定める様式により、外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。」</p> <p>「8 車両の管理」について、「車両の管理について、次のとおり定める。」</p> <p>「(1) 運送主体において、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、」ここがちょっと意味が分からなくて検討したので、あとで御意見いただければと思いますが、「関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。」</p> <p>「(2) 運送主体は、長岡市及び運営委協議会から自動車登録簿の閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。」というものでございます。</p> <p>車両の表示ですが、前回皆さんにお配りして御意見をいただいたものを基に、見本を作りました。</p> <p>文字は、下の大きい字が、国がガイドラインで示した大きさです。上に「有償運送車両」、下に法人名を記入するというものです。</p>

<p>委員長</p>	<p>法人名とマークをつけるのか、カラーを統一するのか、縦横の大きさだけを統一すればいいのかというあたり、長岡市としてもわかりやすい形のもので統一できればと思いますので、オブザーバの皆さんも含めて、御意見いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、お願いします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>この車両表示ですが、政省令ではここに登録番号を入れなさいとなるみたいですね。また作り直すと費用がかかりますので、最初から登録番号も入れて作っておいたほうがよろしいのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>許可番号のようなものが出るのでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>登録になると登録番号がつきます。車のナンバーも登録番号と同じ名前で使っておりますので、この次までに確認して、どちらの番号を書くのか課長さんに御連絡します。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>内容がはっきりしないので、番号も書くことになるということを含んで御理解願います。</p>
<p>委員長</p>	<p>みなさんから、協議会で定めないほうがいいという御意見がなければ、統一したものを作っていただくということで、この場合は合意いただければと思っておりますけれども。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。どうぞ。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>私も課長さんと同意見でございまして、やはり共通した色とか見やすい文字、「ゴシック体等」とありますけれどできれば同じ書体がいいと思いますし、大きさも全部統一して共通して作ったほうがいいと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ただ、車の大きさがいろいろ違ってきますから、この文字の大きさも違ってくるのかなとも思ったのですが、課長さんどう思いますか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>見かけの問題ですが、いろいろ含めて、そのあたりまた検討し</p>

	<p>てみます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ここで、文字の大きさまで決めようということでしょうか。それぞれ車の大きさも違うので 50 ミリ以上でいいじゃないかということであれば、それでいいと思いますが。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>事務局としては、国のガイドラインどおりそれぞれが作っていただくという形で行くか、NPOさんの合意が得られるならひとつの形がいいのか、ということで提案させていただきました。</p>
<p>委員</p>	<p>字の大きさは、車の大きさによって見やすい大きさがあると思いますが、字体や色を共通でそろえたいかがでしょうか。提案です。</p> <p>(車の色もそれぞれ違うという意見あり)</p>
<p>オブザーバ：ドリーム</p>	<p>マグネットシートにしたらどうでしょう。そうすれば色を気にせず統一できるのではないのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>委員長</p>	<p>マグネットというのはそのときそのときという意味ですか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>事業者所有の車両であれば、ペンキで書いてもいいでしょうが、問題は普段乗用車として使っている場合で、それでマグネットも併用なのだろうと思いますが。</p>
<p>委員</p>	<p>文字の大きさは 240 号通達と同じになるようなので、法人名も含めてすべての文字が 50 ミリ以上となるようです。</p> <p>マグネットにしようというのは、ほかの地区でもいろいろ出ていますが、どちらでもよろしいです。NPOさんが購入している福祉車両なんかは、じかに書いてもいいという話も出ています。</p>
<p>委員長</p>	<p>どこまで統一するのでしょうか。文字の色も大きさも統一したいということであれば、これではなくきちっとした原案を出していただかないと議論が進まないですね。</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>果たしてそこまで取り決めたほうがいいのかどうか。</p> <p>「別に定める様式」となっておりますので、ここで皆さんが統一した方がよい、またNPOさんとの相談の中で様式を決定してもらいたい、という意見集約ができれば市として統一した形を規定するつもりです。</p> <p>統一パターンでいってもらおうという合意が得られれば、次の段階に進めさせていただきたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>これは黙っていても基本的にはこういうものになると思います。利用者からある程度見えれば実施できると思いますので、そこまで決まりをかける必要はないと思いますけどね。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。これは、業者さんが一見して分かるようにしましょうという発想として出た話なので、業者のみなさんがこれぐらいだったら見えるという大きさであればいいと思います。</p> <p>最初は丸いものを考えていたようですが、それだとタクシー業者さんが病院とか駅で分かりにくいということで、こういう形が最終的に出てきたものです。</p> <p>むしろ業者さんたちのほうで、このくらいで見やすいですよという範囲であれば、そんなにこだわらなくてもいいと思いますけどね。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうすると少なくともこのガイドライン上では車両の表示はこれでいいということですね。</p> <p>前回、「80条許可車両」では分かりにくいので「福祉有償運送車両」にしようという合意ができたので、そのことぐらいは書いていただいてもいいと思いますけれども。</p> <p>「8 車両の管理」というところまで来ていますが、他にございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>「8 車両の管理」のところで、損害賠償措置のところに具体的な金額は明示されなくていいのかな。</p> <p>11にありますか。ではそこでいいです。</p>
<p>委員長</p>	<p>では「9 運転者の要件」に進んでください。「10 運転者の管</p>

	<p>理」まででしょうかね。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ちょっと確認ですが、車両の表示について、国では、文字の大きさと、文言の「有償運送」か「80条許可車両」の2種類を規定していますが、私どもは、文言だけを統一すればいいのか、形も統一すればいいのか、どこまで定めたらいいのでしょうか。</p> <p>もう一度意見をお聞きして決定するという事でよろしいのでしょうか。そこまで規制しなくてもいいのではという御意見もありましたし、統一したほうがいいのかという御意見もありましたし。</p>
<p>委員</p>	<p>「有償運送車両」と「80条許可車両」の2種類あるので、どちらかにしたほうがいいのかということがあって、利用者の方が、「80条許可車両」であると理解しづらいたらうことで、長岡市の場合は「有償運送車両」と決まったということではないでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>それだけを規定すればよろしいでしょうか。</p> <p>「有償運送」という字は国が指示してきますので、縦横の大きさを統一したようなものはいらないということではよろしいですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局のほうで、ひとつの雛形を作っただけでいいのではありませんか。これがそのままであればそのままでもいいと思いますし。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>統一するということですね。分かりました。</p>
<p>委員長</p>	<p>このガイドライン上に、「有償運送車両と書く」とか、「50ミリ以上の文字にする」とかもうちょっとお書きいただいたほうがいいのかと思うのですが。</p> <p>これだと、別に定める様式に全て投げてしまっているわけですよ。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>これをそっくり綴じこめれば、別紙様式でもいいわけですよ。</p>
<p>委員長</p>	<p>そういう意味ですか。「有償運送車両と書く」ということくらいは7のところに書いてもいいのではないかとということです。「有償</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>運送車両」と「50 ミリ以上」というのは国で定められているわけですから。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうすると、別紙様式はなくして、本文に書き込みも可能だということですね。作り方ですので、それはまた検討してみます。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>それでは、「9 運転者の要件」の説明をお願いします。</p> <p>では「9 運転者の要件」です。「運転者は、次に掲げる要件を満たすこと。」</p> <p>「(1) 70 歳以下の健康な者であること。」</p> <p>「(2) 3 年以上の運転経験を有していること。」</p> <p>「(3) 申請日以前 2 年間に運転免許停止処分を受けていないこと。」</p> <p>「(4) 次に定めるところにより、移動制約者の輸送の安全の確保に関し十分な能力及び経験を有していること。」</p> <p>「ア 普通自動車第二種免許を有することを努力目標とすること。」</p> <p>イ 普通自動車第二種免許を持たない者は、次に掲げる(ア)かつ、(イ)又は(ウ)の講習等を受講すること。」「(ア) 新潟県公安委員会又は認可を受けた自動車学校等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習又はこれに準ずる内容のもの」「(イ) 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修」「(ウ) 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき、運送主体が事前に運営協議会に了承を得て自主的に行う研修 ただし、運転者がヘルパー資格 3 級以上の資格又はそれに準ずる能力及び経験を有するときは、介助に係る能力及び経験についての研修を免除することができる。」</p> <p>「(5) 前各項の要件を満たしていない場合であっても、満たす見込み又は計画がある場合には、運営協議会において協議できるものとする。 ただし、運転者が運転業務を開始するまでに要件を満たしていなければならない。」</p> <p>「(6) 運営協議会が設置される以前に、(4)イと同等の内容の講習等を受講したものについては、(4)イの要件を満たしているとみなすものとする。」というみなし規定でございます。</p> <p>以上です。</p>

	<p>この中で実車訓練については、必須科目ということで並列になっております。</p> <p>ウに係るただし書きについては、社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修の中にどの程度介護技術に関する部分が盛り込まれているか分かりませんが、基本的にはある程度介護技術が必要だという話も聞いているので、その部分を明記しました。</p> <p>自主研修については、内容は協議会の了解を得るということですが、介護技術についての喚起をもっていただくように書かせていただきました。その辺についても御意見いただければと思っております。</p>
委員長	<p>では、運転者の要件のところいかがでしょうか。</p>
委員	<p>(4)のところですが、特に(ア)は、前の検討資料では自主的な研修が許されるようになっていたんですが、前回の議論を受けて厳しくなっていますよね。</p> <p>しかし、最後の「これに準ずる内容のもの」というところが、自主的な研修を必ずしも排除していないように読まれる可能性があるという気がします。</p> <p>もう少し「準ずるもの」という内容が想定できるのであれば、列記して、できるだけ拡大解釈ができないように考えたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>(ア)のところですよ。</p>
委員	<p>(4)のイの(ア)のところです。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>ちょっと勉強不足ですが、「新潟県公安委員会又は認可を受けた自動車学校等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習」、これを自主的に実施することは可能でしょうか。</p> <p>例えば社会福祉協議会が自動車学校と提携して経費削減するために、車を持ち込んだりして、これと同じようなものを行うことが可能であれば、そういうことを想定しています。</p> <p>打診はしていませんが、自動車学校に委託すれば受け付けてくれるかもしれません。自主的にコースを借りて車は持込でやると</p>

	<p>か、組み合わせてやるものを想定しておりました。</p> <p>これもガイドラインのものとそう変わったつもりはなかったのですが、それが考えられないのであれば、私どもとしては、削除も可能と思っています。</p> <p>実車の運転を伴う講習会と同等のものが認知されるのか、作り上げられるのか、という不明はございますけれど、その講習を義務づけていることには変わりはないです。</p>
委員	<p>そういう主旨ですので、ここはなくてもいいと、読んで一瞬思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>石川委員が言われるように、確かに「これに準ずる内容のもの」は240号通達には入ってないですよ。「公的機関の実車の運転を伴う任講習等を受講したもの」となっていますよね。</p> <p>だからあまり拡大解釈できるような文言は削除したほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>当初、私どもは実車の部分と講義の部分と切り離して考えたものですから、これが並列とは思ってなかったですね。</p>
委員長	<p>今石川委員から出ているのは、「又はこれに準ずるもの」という部分はいらないのではないかということですよ。</p>
委員	<p>ちょっとお聞きしたいのですが、「実車の運転を伴う講習」について、NPOさんはどう考えていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>ネットワークかなにかがこういった講習を主催して、まとめてやろうとしているのか、それとも個々のNPOさんでなんとか対応していこうと思ってるのかによって若干考え方が変わってくるのではないかと思います。</p> <p>実車を伴う任意講習については、県の公安委員会では多分やっていないだろうと思いますし、自動車学校でもし特定任意講習をやっているとしても、1日に5人ぐらいしかできないと思います。実車を伴いますから、車に一人ひとり乗って講習するので、みんなまとめて特定講習をする形ではないようです。</p> <p>1日5人ぐらいしか受講できないので、今後合意を得て許可申</p>

<p>委員長</p>	<p>請を行うまでの期間内に、運転手全員の受講が間に合わなくなる可能性もあります。NPOさんではそういった部分をどう考えているのでしょうか。</p> <p>例を挙げますと、新潟市では社会福祉協議会等ある程度公的な部分の2者が主催して、ネットワークというところが講習会をやりまます。その中で、自動車学校の先生を呼んで実車を伴う任意講習の部分を行い、それに伴って福祉有償運送サービスのマニュアルについての講義も2日間かけて同時に大量の人に対して実施します。</p> <p>協議会の場で講習の内容について合意をもらって、一度にまとめて講習を受けてしまう、というやり方です。</p> <p>長岡市ではそういうことは考えず、個々のNPOさんに全て任すのかどうかということですね。実質福祉有償運送をとめるわけに行かないということを考えれば、何らかの対応を考えなければならぬと思います。</p> <p>今、渡辺(敬)委員おっしゃったのは、新潟市では10月1日までに講習会を開こうとしており、その講習会を受けないとその運転者が運転を開始できないということですね。</p> <p>NPOさんが運行を開始しても、講習を受講していないと限られた人しか運転できないということになりかねないわけです。</p>
<p>オブザーバ: 夢ながおか</p>	<p>NPO法人夢ながおかの金子といいます。</p> <p>先月7月28日の事前会議に参加させてもらいましたが、タクシー業界の方たちがたくさんいらっしゃいまして、その方たちに私たちの講習をしてくれませんかとお願ひしてみました。</p> <p>9月いっぱいでは無理だと思いますが、これから先、中越地区の長岡の中でやっていくのですからタクシー業界の方が認めてくれるような形でやっていただきたいというお願ひをしましたので、「準ずるもの」は是非残していただきたいと思っています。</p> <p>去年、新潟で全国ケア輸送の講習をうけてきました。9月にも新潟で講習会がありますので、まだ方はそこに申し込んで受講すればなんとか間に合うのではないかと思います。ただし、ヘルパー資格を持っていると一人4万円、資格がないと5万円かかりますが、今のところまだ枠があるそうです。</p> <p>「準ずるもの」については、中越地区の中で講習会を是非して</p>

委員	<p>欲しいのと、講習会を受けた者たちが他の方へ講習をやってよいのであれば、これを残していただければこの先講習をすることができるのかなと思います。</p> <p>長岡のハイタク協会では、実車を伴う研修はやっておりません。いわゆる運転者講習会等は長岡の所轄の交通刑務官、課長さん及び防犯課長さんが来て講義をいただく程度の研修会であって、実車の運転を伴う任意講習とはいえないと思いますね。</p> <p>だから、内容から考えてハイタク協会と一緒に研修をやってそれでOKというわけにはいかないと思いますよ。</p> <p>はっきりいって、国のほうから示されているものとはミスマッチがあると思いますけど。</p>
オブザーバ：社会福祉協議会	<p>社会福祉協議会です。</p> <p>私どものように登録して欲しい運転者が50人から100人ということになりますと、今ほどの話にありましたが、1日5人程度のものではとても間に合いません。</p> <p>長岡の具体的なガイドラインが決まらないもので、まだ自動車学校さんと協議はしておりませんが、自動車学校にお願いして、独自の実車を含む講習をまとめて設定していただきたいと思っております。</p> <p>ですから、ここで「準ずる」という部分を落とされてしまうとその道がなくなりますので、是非残していただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>特定任意講習というのは特別な講習を指しているのであって、特定任意講習「等」はありますが、すごく限定されてしまうということでしょうか。</p>
委員	<p>240号通達を見ますと、「検討にあたり具体的に検討すべき点を例示する」となっています。「例示」です。</p> <p>こういったものがありますよ、と例示しておりますので、これと同類ということが確保されれば、ここにいる委員のみなさんが合意されれば、別のものでもよろしいかなと思いますね。</p>
委員長	<p>「準ずる」という言葉が問題だとしたら、「準ずる」というと下</p>

委員	<p>げたように感じるので、新潟市で使っている「同等のもの」ということでいかがでしょうか。</p> <p>(イ)、(ウ)と「ただし」というところがありますがいかがでしょうか。</p> <p>(ウ)の部分ですが、付添い人がおじいちゃんおばあちゃんであって、介護される方も自力で歩行できない方も結構おられると思います。</p> <p>そういう場合には、運転される方は家の中から車に乗るまでずっと見ていてお手伝いするのでしょうか。もしくは病院に着いて、ベッドまで行くのでしょうか。</p> <p>運転手さんが訪問介護事業所の方でヘルパー資格がある方であれば、たとえ転んでも保険に入っているでしょうし、何かしら保障もあるのでしょうけど、普通免許の運転手さんだった場合は、どうなるのでしょうかね。</p>
委員	<p>これは明確になっています。福祉有償運送はドアツードアの輸送ですので、あくまでも玄関から病院のドアまでです。透析患者も車いすなどを使って自力で車のところまで来られる方です。</p> <p>当初申し上げたとおり、そこから先は看護師さんとの話で、そこからは看護師さんの保険制度になるわけですよ。ですから、あくまでも基本はドアツードアです。</p> <p>どうしても介助が必要になる場合は、介護認定を受けて、生活介護のヘルパーさんを利用することになります。</p> <p>福祉有償運送の基本に関しては、運転に限定されるんですよ。それではとても不安だというときには、ヘルパーさんをお願いして同乗してもらうことになります。</p> <p>運転手さんはあくまでも車に乗ってから病院のドアで降りるまでというのが原則でスタートしております。</p>
委員	<p>あくまで運転だけで、家や病院の玄関に入ることはないだろうということですか。</p>
委員	<p>あとは、家族の付き添いがつくとか、それができない場合には、生活介護の介護認定を受けるということです。</p>

委員	<p>現実としてそれは可能でしょうかね。</p>
委員	<p>認定するかしないかの書類のところでも申し上げたように、透析患者に関しては、あくまでもドクターとか病院の協力が必要になってきますよというのは、これからも細かい議論になってくると思います。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>私ども事務局が考えたのは、以前に事前協議の中で介護技術はみんな必要だろう、という考えがあった部分ですね。</p> <p>タクシー業界の方は、介護タクシーを導入するときヘルパー資格3級や2級を取りましようというのもありました。</p> <p>しかし、全員にそこまで規制する必要はないので、ある程度研修の中で習得してはどうだろうということで、事務局の中では削除しようという話もありましたけどね。</p> <p>車の中でぜんぜん手を出さないわけにも行かないものですから、みんながヘルパー2級、3級以上の技術があったほうがいいということに間違いはないのですが、(イ)と(ウ)の中で研修するからこれでいいという合意があれば、国のガイドラインと同じく市でそこまで要求する必要はないだろう、ということです。</p> <p>先ほど言いましたように、ただし書きは(ウ)にかかっている、(イ)の他団体が実施する移送サービスの研修会まで免除するというものではありません。</p> <p>ヘルパーの介護技術を持つものが運転しなさいと当初考えましたが、義務付けがないのにそこまで規制する必要がないだろうということで、このような形にしたものです。</p> <p>その辺また御意見いただければと思います。</p>
委員	<p>今佐藤課長がおっしゃったように、基本的には福祉有償運送におけるヘルパーの問題は、あくまでも別問題として検討すべきだと思います。</p>
委員	<p>今ほどの馬場委員さんの発言でそのとおりだと思います。</p> <p>今われわれが話し合っている福祉有償運送というのは、ドアツードアの部分のことですから、それに焦点をあてた議論が必要だと思います。</p> <p>もう一回復習しますと、240号通達にもありますとおり、要件</p>

	<p>は、実車の運転と福祉輸送に関する研修を修了したもの、このふたつが必要条件という解釈でよろしいですよ。両方必要という解釈ですね。</p> <p>2番目の福祉輸送の研修については、ドアツードアの資格としてケア輸送士の資格があります。</p> <p>ケア輸送士研修について少し触れますと、今年は1年に1回しかなかったものですが、受講しますとケア輸送士という資格がもらえまして、あくまでもドアツードア専門の研修です。</p> <p>車の乗せ方降ろし方に特化した研修で、3か月間の通信教育と8時間かける3日間の実技研修、これをマスターして最後に試験を受けて通った方がケア輸送士という資格が得られることになります。</p> <p>個人的には、ドアツードアに対する研修という位置づけからすると、このケア輸送士の資格はちょうどの確ではないかなと思っている次第でございます。参考までの意見でした。</p>
委員長	<p>今まで出た意見で言うと、馬場委員の御意見は、「ただし」以下の3行は削除したほうがよいという御意見、野村委員はどういう御意見ですか。</p>
委員	<p>今の議論を整理させてもらいました。</p> <p>(ア)も(イ)も両方必要であって、なおかつケア輸送士の性格を御説明させてもらったということでございます。</p>
委員	<p>実はこれを3年ほど前から検討している中で、あまり規制を厳しくしてしまうと、やる人がいなくなってしまうことが一番大変な問題です。</p> <p>先ほど社会福祉協議会さんのほうからもお話がありましたように、最低限度行政の狭間にいる人たちをどうするかというのが、5年前にNPO法人が出た発想ですので、原点に戻っていただいて、なおかつ先般の副委員長さんのお話のように、お金を取って運転するのだから安全を確保しなければなりませんよ、という両輪で議論を進めなければなりません。</p> <p>あくまでも福祉有償運送に関することに限定して運営協議会の議論をしていただかないと、ヘルパー資格なにからということでも全部手かせ足かせがついてくると、色々な問題が出てくるのでは</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>ないかと思い、お話をさせていただきました。</p> <p>先ほどお話をさせていただきましたが、国のガイドラインでは、「実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者」とし、上記のほかに、「社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修」、「移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修」、「その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること」と3つ列記されています。</p> <p>この3つのうち一番最後を削って2つ残したわけです。福祉輸送には介護技術が必要だろうと思いますが、研修の中でこれと同等の研修がされるだろうと期待しています。</p> <p>ですから、事務局としては本来削除したいですね。</p> <p>ヘルパー3級というと、相当の介護技術があります。</p> <p>ドアツードアの部分以外で、それぞれの法人がどういうサービスを提供するかは別として、あくまでボランティアとして移送サービスをやるということであれば、報酬請求しなければ、ベッドメイキングや院内介助は病院との連携で資格がなくてもできるわけですね。</p> <p>それは法人の考え方で、条件をつける必要ないわけです。</p> <p>少々まぎらわしかったかもしれませんが、ただし書きは自主研修にしか係っていないわけですから、全部にヘルパー資格をとりなさいということではありません。</p>
<p>委員</p>	<p>運転手さんとヘルパーさんを両方用意できて、すべての弱者に対応できるのはおそらく社協さんしかないと思います。</p> <p>ヘルパーさんと運転手さんを常に二人用意して、家の中から介助して車まで行って、お乗せして、病院の中で受付をしてドクターのところまで連れていかれる場合もあるでしょうし、車に乗った時点で帰られる方もあるでしょう。</p> <p>しかし、先ほど言われたように病院の玄関に看護師さんが来るなんて病院は、長岡では一軒ありませんよね。</p> <p>言葉としては、私たちは玄関までですよとはいいますが、必ずベッドまでお連れしなければならないのが現状です。その中で、車の部分だけの有償輸送といっても、必ず介護の部分に携わらな</p>

<p>委員</p>	<p>ければ不可能な事業だということを理解してやっていただかないといけません。</p> <p>法人として保険に入ってやれば保障があるでしょうけれど、ヘルパーでない普通の方がやって、転んでお亡くなりになったりした場合、当然補償問題が起きるでしょうし、病気がうつったりすることもあるでしょうし、その辺はどういう風にお考えでしょうか。</p> <p>理想はドアツードアですが、ありえないと思いますね。自分で公共交通機関を利用できない人なので、玄関で待っているというほうが少ないと思います。そのためにわざわざ訪問介護でヘルパーを呼ばないでしょう。</p> <p>ドアツードアが原則なのか、その前後をしてはいけないのか解釈の仕方をききたいんですけど。</p>
<p>委員</p>	<p>基本的には運営協議会で審議されるのは、あくまでも運転の部分だということです。現実が違うのは事実ですけども、介護を含めて議論したら大変な問題になります。</p> <p>運営協議会を各市町村で立ち上げる原点は、あくまでも有償運送、無償運送の線引きをきちんとしましょうということなので、介護の問題と運営協議会は別にしないと審議が進まないです。</p>
<p>オブザーバ：夢ながおか</p>	<p>私は、現実にはやっていますが、病院に行って病室まで送り届けていい場所はございません。車が邪魔になります。</p> <p>ですから、1件もそういうお客さんは受けておりません。そうしないと、この原理原則から離れていきます。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>私のほうから整理をさせていただきます。</p> <p>ケア輸送サービス従事者研修では、3日間の研修の中で介護技術を指導しています。</p> <p>事務局の提案の主旨は、ヘルパー資格を持っている人は、自主研修のときにその部分を免除して欲しいということだけです。</p> <p>自主研修の中での免除規定であって、全員が介護技術を持たなければならないという規定は、国も要求していませんし、私どもも作るつもりはありません。</p> <p>家の中でのサービスを要求してくるだろうといわれても、それ</p>

<p>委員</p>	<p>は各法人の自主判断になると思います。</p> <p>自主研修のときに免除規定を設けなければいいかもしれませんが、現在NPO法人さんたちには、ヘルパー資格等を持っていらっしゃる方が多いので、自主研修をするときにできるだけ経費や負担を緩和したいという意図がありまして、全国のものにも免除規定があったものですから、長岡市のものも同様に、というのが主旨でございます。</p> <p>3日間の中でやる研修よりは、ヘルパー資格3級のほうが、介護技術を持っているだろうということで、3級にさせていただきました。</p> <p>そういう主旨ですので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>この講習を受けるのは運転手です。介護をやる方ではないですよ。もし必要であれば、国の規定もそうなっているはずですよ。</p> <p>運転手は運転しながら介護するわけにいかないですから、今言っているのは、運転手にどれだけ技術を与えられるか、というそれだけです。</p> <p>ただ、知らないよりは知っていたほうが何かあったときに車を停めることができるというために、ある程度の研修をなさないと書いてあると思います。</p> <p>ここにおいて、みなさんがどこまで運転手に安全を求めるのかというところを議論してもらえばいいのではないのでしょうか。</p> <p>正しい知識のある人が、運転手さんに対してきちんと講習ができるということが大事だと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>私の理解では、「ただし」以下の3行は、(ウ)の研修を免除するための3行ですよ。問題は免除していいのかというだけだと思います。</p> <p>ただ、このヘルパー3級が免除にあたり、適切かという議論はあると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>むしろ、ヘルパー資格よりは安全運転をどうするかを基準に考えていただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>(ウ)は、運送の研修なわけですよ。ヘルパーであるけれど運送の研修を受けてなくていいのだろうかということですか。</p>

事務局：福祉総務課長	あくまでも、介護にかかる研修のみを免除するのであって、その他の部分の研修を免除するものではありません。
委員長	つまり、(ウ)のなかの「介助に係る能力及び経験についての研修」を免除することができるということですね。よろしいですか。
副委員長代理	<p>ひとつだけお願いします。</p> <p>運転者の要件の中で、おそらくされているとは思いますが、健康診断という項目が一行もないですね。</p> <p>タクシー運転手においては、年2回の健康診断が義務付けられていますよね。「70歳以下」とか「3年以上の運転経験」とか「2年間に運転免許停止処分を受けていない」という、誰が運転するのかという項目はありますが、私は健康診断という項目がぜひとも必要だと思います。</p> <p>今は、高齢者が高齢者を介護する時代に入っていますから、その辺いかがでしょうか。</p>
委員長	国のガイドラインには入ってきてないですね。
事務局：福祉総務課長	<p>事務局としては、「70歳以下の健康な者」という部分と、後ほど出てきます「14 運行管理」のところで、「(3) 運行管理者は、運行前に運転者に対し点呼を行い、健康状態等安全運行が可能であることを確認すること。」としています。</p> <p>健康診断がいいのか、社会保険や市の健康診断書の提出がいいのか、その辺は各事業所の管理上の問題ですので、必ず事業所が健康診断をしなければならないというのは、事務局ではいらな思っております。</p> <p>確認の仕方は、各事業所に任せるけれども、このために健康診断をしなければならないというのはできかねるかなと思っております。</p>
副委員長代理	<p>さっきの講習もそうですけど、タクシーは乗るプロであっても教えるプロではないですよ。第三者できちんと講習をして、命を守る担保というのは必要であろうということです。</p> <p>しばらく前にシルバー人材センターの方の事故がありましたよ</p>

<p>委員長</p>	<p>ね。私はそれを見て人ごとではないと思いました。そういったものに対して、第三者的な保障が必要ですよということで警鐘を申し上げているのであって、それぞれのNPOさんの姿勢として大切であり、きちんと説明ができる用意をする必要があると思いますので、あえて発言をさせていただきました。</p> <p>例えば、我々タクシーでもアルコールチェックというのがあります。必ずアルコールチェックをして、0.04以上の数字が出たら帰りなさいよということを、そこまでやっています。そういう管理と設備がきちんとあるという姿勢が大切だということです。</p> <p>先ほどからの個別の部分をもとめなければならぬわけですから、ワーキンググループのようなものを作って、今後個別の部分もどんどん乾かしていかないと、これからいろいろな問題が出てくるでしょう。そういったシステムも、これからの議論の中で必要になってくるのではないかと思います。</p> <p>ここで細かいところまでつめているとあと何時間も必要になると思って、あえて申し上げました。以上です。</p> <p>では、心がけていただくということで、このガイドラインの中では御勘弁いただきたいと思います。</p> <p>次に、「10 運転者の管理」からお願いします。ここはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>では「11 損害賠償措置」でございますが、ここは保険の関係です。</p> <p>「対人無制限及び対物 200 万円以上」となっている部分は国のガイドラインと同じです。</p> <p>対人について、国のガイドラインでは 8,000 万円となっております。対物について、私としては、200 万円はちょっと安いかと思います。周りの市町村では、500 万円のところが多いです。</p> <p>御意見いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>対物が最低 200 万円では物も直せないのではないのでしょうか。車でも 800 万円の車もありますし、対物でも最低 1,000 万円が必要ではないかと思います。</p> <p>今保険会社で勧めているのは、対人対物無制限というのが常識になってきています。保険料では 200 万円と 1,000 万円では大き</p>

<p>委員</p>	<p>な金額の差は出ません。</p> <p>ですから、私は最低 1,000 万円くらいの保障をしてもいいのではないかと思います。</p> <p>最低限の金額を決めておけば、あとはNPOさんで必要性があるなら、そうしていただければよいと思います。1,000 万というのはちょっと行き過ぎではないでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>これは、あくまでも保険ですので、損害賠償を 200 万で終わらせてくれという話ではないですよ。法人が保障するのであって、任意保険は少なくとも入っていたほうがいいですよということで、あまり金額を上げるのも疑問があったのですけれども。</p> <p>新潟市さんは 500 万円になっていますね。</p>
<p>委員</p>	<p>全労災のマイカー共済では、有償で人や荷物を運んでいる場合の事故は、対象になりません。民間の保険会社に電話して聞きましたら、保険の加入内容に業務使用、レジャー使用、通勤通学使用の 3 つがあって、保険契約の如何によっては支払いの対象にならないと言われました。</p> <p>根本的な問題として、事故については運送主体が全責任を負うという条項を是非入れて欲しいです。各法人さんは保険契約を是非確認していただきたい。</p> <p>そうしないと、未払いの問題が発生しますし、事故にあわれた方、事故を起こした運転手さんが被害者になりうる場合もありますので、問題提起として是非言っておきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>その辺は、新潟市でも議論がされまして、条項に加えましたので、加えたほうがよいと思います。</p> <p>福祉有償運送のときでも保険が出るということを確認しなさいということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>法人そのものに関わってきますので、今すぐにでも確認したほうがよいですね。事故が起こった場合お金が出なかったら大変ですから。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、対人無制限、対物 500 万円、有償運送のときでも補償対</p>

事務局：福祉総務課長	<p>象となることを確認しなければいけないということですね。</p> <p>持ち込み車両の場合は、使用権原を明確に書面で示して、事故が起きた場合は、運送主体が全面的に責任を取るということを正確に言ってありますね。</p> <p>「8 車両の管理」の(1)とところでいう「損害賠償措置」というのが、保険のことを指しています。</p> <p>「6 車両の使用権原」のところでは、実施主体が責任をとるとはっきり言っていますから、法体系的には問題ないと思います。</p> <p>他の項目で読み替えが可能なところや当然のことを、全部記載すると長くなるため、全体としてカバーできているところは個別にこの部分に記載する必要はないという考えで提案させていただいております。</p>
委員	<p>課長さんの言われる理論ですと、とにかく運送主体は最終責任を負うということが明確になっておれば、金額はそう大きな問題ではなくなるはずだと思います。</p> <p>ただやっぱり、責任というのは文言でどちらにもとられるのはよくないと思いますので、損害賠償措置のところに記載しておく必要があると思います。</p>
委員長	<p>「運送に使用する車両全てについて」というのがありますが、単に車両ということではなく、有償運送を行っている時にも保険が出るものに加算していなければなりませんよ、ということだけだと思いますが、それは書きすぎでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>書くことはやぶさかではないですが、他のところに同じようなことをいっている部分がありますので、当然のことをまた書く必要があるかどうかという思いがありました。</p> <p>主旨は分かりましたので、全体の中でしつこくならにようにまた検討します。</p>
委員	<p>ここに載せるかどうかは別として、セダンに普段乗っていて、ふと人を乗せるときに万が一ということを考えると、うっかり忘れかねないです。</p>

委員	簡単に考えてすぎていますね。
事務局：福祉総務課長	<p>それは、保障されない保険をかけても仕方がないわけで、あくまでも有償運送の規定を作っているので、「有償運送」に対応することは全体に係っているわけですね。</p> <p>きちんと勉強しているNPO法人さんが、運送主体として責任を負うと定義づけしているの、そういう認識をしていただきたいと思います。</p>
委員	<p>それは、課長さんとここにいる人間であるから分かるのであって、今後やりたい人が出てきたときに、福祉有償運送が対象となる保険をかけるという理解をされるためには、やはり福祉有償運送をするときに保障される、というのを入れておくべきです。</p>
委員長	<p>では、ちょっとお考えいただきたいと思います。</p> <p>(休憩)</p>
事務局：福祉総務課長	<p>それでは、先ほどの保険につきましては、新潟市さんのように福祉有償運送時も保険が対応していることを明記させていただきます。</p> <p>もう一点、先ほど車両の所有権のところ、説明不足の点がありましたので補足させていただきます。</p> <p>福祉車両もセダン車両も法人所有がベストだろうとは思いますが、所有権が法人になくても、使用権原があればいいという解釈でおりますので、委員の皆さんもそのようにご理解願います。</p>
委員長	では、「12 運送の対価」から説明をお願いします。
事務局：福祉総務課長	<p>「12 運送の対価」です。</p> <p>「(1) 当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定すること。」</p> <p>「(2) (1)の「営利に至らない範囲」については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む）のおおむね2分の1を目安にす</p>

	<p>ること。」ということで、運賃がこの規定内であれば問題ないと理解しているところであります。</p> <p>13から18までは一括で御説明させていただきたいと思っておりますので一旦ここまでにします。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、運送の対価についていかがでしょうか。</p> <p>ここはなかなか難しく、「おおむね2分の1」というあたりで納得いただいているようですが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>事務局としては、「営利に至らない範囲」を私たちが指導していくときに、安ければいいという考え方もあるし、営利が出てきたときにどう判断するのか、という疑問もございます。</p> <p>国は営利の範囲はこれしか定めていませんので、2分の1ということであればそんなに利益も上がらないだろうというように理解しています。</p> <p>さまざまなパターンが考えられますので、具体的に明記はしないで、営利は目的としないということを書いて、その中の経理状況については個別案件で判断するという指導でいかなものかと、思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>基本的には、NPO法人格をとられますと、会計監査が必要になってきます。そこできちんチェックされるので、あえて運営協議会で監査するのではなく、会計監査をきちんと出してもらえば、行政のほうでチェックできるわけですから、そのほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>ここの「運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安とする」というところはこれでよろしいのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>謝礼程度であれば、ここに登録しなくてもいいという文言がありましたね。謝礼程度はどれくらいなのでしょう。</p> <p>2分の1に近いものであって、ここに登録をしなかった場合、罰則があるのでしょうか。</p> <p>といいますのは、高齢者が集まる会合等に、仲間を連れてくることありまして、そのときに謝礼を払っていて、それじゃ安いからもっととってくださいよ、ということがあるそうです。どこ</p>

<p>委員</p>	<p>からが罰則の対象となるのでしょうか。</p> <p>ここでいう2分の1より安い料金と、謝礼程度の接点はどこか教えてください。</p> <p>謝礼というのは、誰がいつどの程度の金額をくれるのか分からないものが謝礼です。それをやっていらっしゃる方が、謝礼と称した料金を設定しているというふうにも考えられます。謝礼といっても、最初に言ったような謝礼であれば問題ないでしょうけど、謝礼という名前だけを使って実は運賃をとっていた、という違反になります。</p> <p>たいてい何回もやっていらっしゃるでしょうから、それを見せていただければ、我々が判断をします。</p>
<p>委員</p>	<p>今渡辺(敬)委員がおっしゃったとおりで、国交省の見解も非常に難しかったですが、基本的には請求書を出す、キロいくらというふうに定める、定期的に請求書や領収書を出す、これを有償というということです。</p> <p>今おっしゃったように、1回運転していや悪かったですね、と2千円もらった、5千円もらったというのは、無償でいいということです。</p>
<p>委員</p>	<p>皆さんいろいろな形態でやってらっしゃって、一括で線を引くことが難しいので、ひとつひとつの判断は私どものほうでさせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、先に進めます。</p> <p>「13 管理運営体制」以下説明をお願いします。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>分かりにくくなっておりますが、13は、14から18までを包括したものを言っております。文章は改めて整理させていただきますが、13の内容について、14以下で詳しく記載しているということを御理解いただきたいと思います。</p> <p>それでは、管理体制の中の「14 運行管理」です。「運送主体は、次のとおり運行管理を行い、安全確保に努めること。」</p> <p>「(1) 運行管理に係る責任者を選任し、組織体制を整えること。」</p>

「(2) 点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統を明確にすること。」

「(3) 運行管理者は、運行前に運転者に対し点呼を行い、健康状態等安全運行が可能であることを確認すること。」

「(4) 運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあっては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制を整えること。」

「(5) 各車両に運行記録を配備し、運転者は運行状況を適切に記録すること。」

「(6) 運行管理責任者は、体制の確保及び事故防止、安全確保について必要な研修等を計画すること。」

「15 整備管理」 「運送主体は、使用する自動車の整備管理を次のとおり適切に行うこと。」

「(1) 各車両に点検整備記録を配備し、整備管理者又は運転者が運行前に車両の日常点検を行うこと。」

「(2) 整備管理責任者は、これらの日常点検と併せて定期点検を確実に実施し、自動車の安全運行の確保に努めること。」

「16 事故対応」

「事故が発生した場合は、運送主体において次のとおり対応すること。」

「(1) 救急救命措置、続発事故を防ぐための措置、運行管理責任者、消防署及び警察署への連絡等の体制を整え、運転者に対して周知徹底を図ること。」

「(2) 運営協議会が定める様式により、事故の内容等を記録すること。」

「(3) 長岡市及び運営協議会に速やかに報告し、対応について協議を行い再発防止に努めること。」

「17 苦情対応」 「運送主体において苦情を受理した場合は、次のとおり対応すること。」

「(1) 苦情内容の確認、状況の把握及び改善に向けた協議を速やかに行い、必要に応じて苦情申し立て者及び利用会員に報告を行う等、再発防止に努めること。」

「(2) 運営協議会が定める様式により、苦情の内容等を記録すること。」

「(3) 福祉有償運送の実施体制に係るものや重大な事項に関し

	<p>での苦情を受理した場合は、長岡市及び運営協議会に報告を行うこと。」</p> <p>「18 運送条件の確保」 「運送条件を常時確保するための体制が整っていることを確認するため、次のことを行う。」</p> <p>「(1) 長岡市及び運営協議会は、運送主体において利用会員、運転者の登録、運行管理等が適切に行われているかについて、監査を行うことができる。」</p> <p>「(2) 運送主体は、運営協議会が定める様式により、運営協議会に対して実施状況報告を行う。」 というものでございます。</p> <p>個別事項としましては、国のほうでは運行管理の規定はおおまかなので、細かく規定をさせていただいております。これについては、不徹底な部分、いろいろ想定される部分があるかと思えます。</p> <p>今後、省令等によって相当見直しが掛かってくるという予測はしておりますが、現時点では、このような体制を整えることを条件に、それぞれ書類等を提出いただくことを考えております。</p> <p>「18 運送条件の確保」 に関して、監査という言葉を使っておりますが、現地訪問と書類審査と二通り考えております。全て現地審査は難しいということで、(2)の実施状況報告につきましては、月別に実施報告を作成していただいて、年度末に完成したら1年分をまとめて持ってきていただくという考え方です。</p> <p>細かい規定についてはここに記載しないで、監査を行うということで御理解いただければと思います。</p> <p>細かい部分についていろいろ御意見いただければと思っておりますが、ここにはこの程度を記載させていただいて、合意いただけないかという目安を作っています。</p> <p>実際運行を始めますと、またいろいろ問題が出てくるかと思えます。私どもも今の時点ではどういものが出てくるか予測できないので、また随時御意見をいただいて指示をさせていただくということで、御理解いただければと思っております。</p> <p>それでは、今の管理運営体制について、御意見いただけますでしょうか。</p> <p>あまりにも大雑把なものですが、「16 事故対応」の(3)で「長岡市及び運営協議会に速やかに報告し、対応について協議を行い</p>
委員長	
委員	

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>再発防止に努めること」となっておりますが、全ての事故の報告義務があるのでしょうか。</p> <p>軽微な事故、接触事故等々、重大事故、など個々には書いてありませんが、これは全ての交通事故を対象にして、報告義務があるととらえていいのでしょうか。</p> <p>私どもは、事故報告書の様式に当てはまるものは全てという考え方でおります。自分でドアに傷をつけたというものでなくて、一般的に道路交通法で言う交通事故扱いのものは全てと思っております。</p> <p>警察に行かなくても済んだような事故でも、法人から私どもには報告いただくつもりでおります。</p>
<p>委員</p>	<p>我々の青ナンバーは人身事故等が起こりますと、運輸支局のほうにも報告義務があります。当然、人身事故等を起こせば監査等を受けて、いわゆる行政処分の対象になります。</p> <p>白ナンバーの場合は、行政処分等はなかなか難しいでしょうけど、有償運送なので将来的には行政処分の対象、登録の抹消等も視野に入ってくるのではないかと思います。</p> <p>私は、運輸支局への報告義務というのも入れたほうがいいのではないかと思います。どうでしょう。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>省令等で義務付けがされているものであれば、当然明記する必要があると思っておりますけれど、運輸支局がいないといっているのに無理やり報告する必要もないですよ。</p> <p>福祉有償運送及び安全運行を依頼している長岡市としては、協議会への報告等を含めて必要だ、ということです。</p> <p>義務付けが出てくれば、また皆さんの御意見を伺うが必要あるということで、記載させていただいたということです。</p> <p>これは先般の運行管理の体制図を文章化したもので、長岡市が報告を受けて、重大事故だった場合、国や県への報告、報道対応等を含めていろいろな対応が出てくると思います。</p> <p>そのあたりは、今後また検討してまいりたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>渡辺(敬)委員にお聞きしますが、国への対応まで書いたほうがよろしいのでしょうか。</p>

<p>委員</p>	<p>新潟県内の運営協議会は、だいたい運輸支局に報告するということが入っています。政省令も、方向性としては、運送事業者と同じ事故報告規則がそのまま福祉有償運送にも適用になるようですので、将来的にはいやがおうにも報告義務が出てくるのではないかと思います。</p> <p>そういうことであるならば、最初から運輸支局に報告すると入れていただいても、私どもは結構です。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>法人が直接運輸支局に届けるのでしょうか、私どもが介在する必要があるのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>許可福祉有償運送者がじかに我々のほうに報告をしていただければ結構です。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>私どもの位置づけというのが、ちょっとよく分からないのですが、運輸支局の下部組織という位置づけなのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>福祉総務課さんは運営協議会を事務局として持つことになりますよね。いろんな問題があれば、この協議会にかけなければいけないというのが仕事になりますので、事故等があった場合、どういう指導ができるのか、このままNPOさんに事業を継続してもらっていいか、という判断が必要になったら、この協議会にかけなければならない可能性があるわけですね。NPO法人さんからの報告は運営協議会へということですが、事務局は福祉総務課ですから当然福祉課に報告します。</p> <p>我々はNPOさんに許可を行っている行政庁です。道路運送法そのものでも、許可をしたものから報告をとることができるかとされていますから、報告をいただければうちのほうはそれを参考にさせていただきます。</p> <p>運輸支局の下部組織ということは考えなくても、福祉総務課はこの協議会の中で関与する、うちは許可をする行政庁として関与する、と考えていただくことになります。</p>
<p>委員長</p>	<p>私の手元にある新潟市のものによれば、「人身事故及び重大な物損事故については、新潟市及び新潟運輸支局に連絡するとともに、</p>

<p>委員</p>	<p>書面により新潟市に報告すること」という文書がありますし、「人身事故及び重大な物損事故については」ということを付け加えていただけますか。</p> <p>他にございますか。</p> <p>運行管理に関して、全国の申し合わせでは、基本的には運行主体が責任もって行うということです。</p> <p>今事務局でお作りになったものは、運行主体がきちんと事故処理をする、警察に届ける、運営協議会に届ける、というのを責任持ってやるということであって、あくまでも目安として最低限の体制でスタートしているのではないのでしょうか。</p> <p>ですから、この程度のもので、運営協議会にかけていただければこれで十分だと思います。</p> <p>大きな事故に関しては、当然警察等で事故処理等をやるわけですから、ここはあくまで運営協議会の範囲内で留めるという感覚でよろしいのではないかと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>運送主体は、運営協議会への報告義務はあるわけですが、今は運輸支局への報告義務がないので、今後省令等でそういう規定が出てくれば書くことになると思います。</p> <p>私どもが報告するのではなく事業者が直接報告するべきであればここに記載してもいいと思いましたが、市に報告義務があるのであればここに記載するのもおかしいのでは、という意図がありましたので、また検討してみます。</p>
<p>委員</p>	<p>「16 事故対応」の次の文章を読んでもいただければ、「運送主体において」と明確にあるじゃないですか。</p> <p>だから入れる必要があるのではないですか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>運輸支局に報告しなきゃならないという義務が国のものにはどこにもうたっていなかったものですから、私どもへ報告が必要、運輸支局へも必要だということであれば、NPO法人さんが直接双方に報告するという意味で取り扱うのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>福祉有償運送の許可をもらうということは、管理体制もみんな見て許可を与えるわけです。</p>

	<p>そこで重大事故があれば、行政庁として私ども報告をいただきたいので、当然この中にNPOさんから直接私どものほうに報告をもらえるように記載をしていただきたいと思います。</p> <p>10月1日以降政省令等が出ますと、ほとんど規定されると言い切ったほうがよいと思いますので、ここに運輸支局に報告すると入れておいても問題ないと思います。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>直接運送主体から運輸支局へということですね。分かりました。</p>
委員長	<p>それでは他によろしいでしょうか。</p> <p>それではちょっと急ぐようですが、19の説明ありますか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>これにつきましては、他の法令を遵守するという事だと思えますが、国のガイドラインでは、「道路運送法第7条の欠格事項に該当しないこと」とありまして、この第7条の中でいろいろなことを網羅しておりますので、この部分だけを載せればいいのではないかと考えております。当然その他の社会規範は守ってもらわなければなりませんけれども。</p> <p>また御意見いただければと思います。</p>
委員	<p>他の協議会でもたいていこの形で終わっていますので、これでよろしいのではないかと思います。</p>
委員長	<p>では、これでよろしいということですか。</p> <p>これで長岡市のガイドラインをお認めいただきましたので、この協議を受けてもう一回文章を書き直していただくということになります。</p> <p>この案は今日始めて見たものですので、後でまた御意見があれば事務局のほうに御連絡いただきたいと思います。</p> <p>全体を通して、何かありますでしょうか。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>本日みなさんから合意をいただいた内容を整理したものを、次回出したいと思います。</p> <p>この文章については、最終的に条文立てにさせていただいて法規的な文言に整理しようと考えておりますが、それにはもうしばらく時間をいただきたいと思います。</p>

副委員長代理	<p>また、改正法に係る政省令等を見きわめて徐々に直していきたいと考えております。</p> <p>これをガイドラインとさせていただきますと、次回以降は個別の審議に入らせていただきたいので、御了解いただきたいと思っております。</p> <p>申請いただくNPO法人の皆さんにおかれましては、本日の審議をふまえて書類等の準備、訂正等をお願いします。</p> <p>今後、具体的なものがいろいろ出てくると思いますが、それを細則にするのか、ワーキンググループで話をするのか、全部この協議会に諮るのかどうかを確認したいのがひとつです。</p> <p>疑義がある場合などに、公正明瞭にするには、NPOさんだけや業者だけというのではなく、きちんとこの協議会で諮る透明性が必要だと思っております。</p> <p>交通弱者のためにお互いの役割分担をきちんとできるものだという前提のもとで一言申し上げて、なんとか今後の展開の中でよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。</p>
委員	<p>冒頭、運送の対象者のところで、社会福祉協議会さんから話がありましたように、移動困難だというきちんとしたラインが分からないことによって、利用を希望する方に期待感だけを抱かせるような結果になるのでは困ります。</p> <p>今後要綱等を作るなりして、きちんとNPOさんが会員登録できるようにやっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
委員長	<p>それでは、次回は9月4日月曜日ということですので。</p> <p>事務局から今後の連絡等についてお話しください。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>ガイドラインをきれいにしたものを提示できないのは恐縮ですが、次回から個別案件を審議いただきたいと思っております。</p> <p>NPOさんにプロポーザルにおいていただいて、質疑応答という形をとります。私どもも初めて個別審議になりますので、どのくらい時間がかかるか分かりませんが、まず1件目に時間をかける形になると思っております。それから2件目、3件目とお願ひしたいと思っております。</p>

<p>委員長</p>	<p>終わったあとになりまして、ちょっとざっくばらんな話ですけど、小委員会という話もありましたが、この場で個別に審議するということですか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>将来的にある程度パターンができたときには、そういう形も考えますが、初めてですので全員の合意を頂きたいと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ということですので、また次回よろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>長時間にわたり、大変ありがとうございました。 今回は、9月4日（月曜日）午前9時30分から、長岡市役所4階大会議室で開催する予定です。 冒頭でも申し上げましたとおり、委員の皆様には、机の上に御案内の文書を置かせていただきました。出欠連絡票は、お帰りの際に提出いただいても、後日送付いただいてもかまいません。 なお、次回も今回までの資料をお持ちくださるようお願いいたします。 また、この会議の議事録は、後日お送りいたします。長岡市ホームページにも掲載しますので、よろしくお願いいいたします。 本日はこれで閉会とさせていただきます。 皆様、お忙しいところ大変ありがとうございました。</p>
<p>8 会議資料</p>	<p>別添のとおり</p>